

保険始期日2016年3月1日以降のご契約について

アクサダイレクト総合自動車保険 改定のご案内

2015年12月

平素よりアクサダイレクト総合自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、保険始期日が2016年3月1日以降のご契約を対象とする商品改定を実施いたします。以下に改定内容の概要をご説明しておりますのでご確認ください。なお、詳しくは、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり/普通保険約款・特約」および当社ホームページをご確認いただくか、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

1 「運転者年齢条件特約」の改定

年齢条件が適用される対象について、以下のとおり変更いたします。ご契約の年齢条件の設定にご注意ください。

2016年2月29日以前のご契約	2016年3月1日以降のご契約
本特約により年齢条件が適用されるのは、次の①から④に該当する方となります。 ①「記名被保険者」 ②「記名被保険者の配偶者」 ③「記名被保険者または配偶者の同居の親族」 ④「①から③の方の業務に従事中の使用人」	本特約により年齢条件が適用されるのは、 <u>次の①から③に該当する方</u> となります。 ①「記名被保険者」 ②「記名被保険者の配偶者」 ③「記名被保険者または配偶者の同居の親族」

2 「身の回り品保険」の改定

車両保険にセットされる「身の回り品保険」の支払基準を以下のとおり変更します。

2016年2月29日以前のご契約	2016年3月1日以降のご契約
「身の回り品保険」の損害の額は、 <u>保険価額(※)</u> によって定めます。 (※)損害が生じた地および時における身の回り品の <u>価額をいいます。</u>	「身の回り品保険」の損害の額は、 <u>再調達価額(※)</u> によって定めます。 (※)損害が生じた地および時における身の回り品と <u>同一の質、用途、規模、型、能力のものを再調達するのに要する費用をいいます。</u>

3 「人身傷害補償特約」等の改定

「人身傷害補償特約」、「自損事故保険」、「無保険車傷害保険」および「搭乗者傷害保険」の保険金をお支払いしない場合に以下規定を追加します。

- ▶ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害(または傷害)

4 インターネット割引の変更

インターネット割引について、お支払いいただく保険料に応じた割引率を一部改定いたします。

5 その他の主な改定

「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」および「保険契約の自動継続に関する特約」などの一部特約の規定を改めます。